

整備用地選定方法の検討方針について

1 第8回検討委員会における目的

- 来年度以降に実施する整備用地選定について、選定方法の検討方針を定める。

2 整備用地選定方法の検討方針(案)

具体的な候補地選定作業は、来年度以降に別途委員会を設置し、実施する予定ですが、基本構想では、整備用地の選定方法についての検討方針を定めます。

選定方法は、①市内全地域を対象に複数段階（ステップ）のふるいにかけて絞っていく方法、または②公募による方法、または①及び②の複合的な方法を対象として検討します。また、選定方法の決定過程において、1ヶ所以上の候補地が絞り込まれるよう留意します。

選定に当たっては、**客観性、合理性、妥当性**があり、更に地域の皆さまのご理解が得られるように周辺の環境保全対策に万全を期す事が重要となります。

また、いずれの方法でも、委員会での検討はあくまでも「候補地を選ぶこと」です。また、委員会で選定する候補地は必ずしも1ヶ所である必要はなく、1ヶ所あるいは複数箇所の候補地を委員会で選定します。最終的な1ヶ所の候補地の決定は行政が行います。

- ① 市内全地域を対象に、複数段階（ステップ）のふるいにかけて絞っていく方法
- ② 公募による方法
- ③ ①と②の複合的な方法（途中段階までは①の方法により絞り込みを行い、絞り込まれた地域を対象として公募を行う、等） ※ただし、どの段階で公募を行うかは要検討

【留意しなければならないこと】

- ・ 1ヶ所以上の候補地が絞り込まれるようにすること
(①及び③の方法で一定のふるいで絞り込んだ結果候補地が無かった場合の対応や、②及び③の方法で応募地域が無かった場合の対応について留意する必要がある。また、応募された地域が、市域全体での客観的に最適な地域であるとは限らないことに留意する必要がある。)
- ・ 客観性があること
 - 用地選定の過程が明確である、恣意的な要素が無い、特定の利害関係者のための特別な条件での選定方法ではない、立地規制に係る法律や自然的特性(地形、地質等)等の客観的な条件に基づいている、等
- ・ 合理性があること
 - 収集運搬コストなど財政的に配慮されている、整備時間や土地取得の容易性に配慮されている、接道や収集・運搬のしやすさについて配慮されている、等
- ・ 妥当性があること
 - 基本方針や必要敷地面積など求める施設像の満足が可能である、等
- ・ 環境への影響に配慮されていること
 - 騒音・振動・悪臭等、ごみ収集車が往来する道路環境、等
- ・ 選定のプロセスに透明性があること
- ・ 選定される地域への配慮が十分になされていること など

平成27年度以降、別途委員会を設置し、選定方法の検討、及び候補地選定を行う

行政において、候補地の決定及び地域との調整を経て、整備用地を決定する